

医療的ケアが必要な

こどもと家族の 支援ハンドブック



明石市



医療的ケアが必要な子どもと家族の

支援ハンドブック もくじ

- もくじ P.1
- 医療的ケア児等相談窓口 P.2
- こんなときはどうしたらいいの? P.3

- 医療的ケアとは P.7
- 子どもたちの一日をみてみよう P.15
- お出かけしませんか P.19
- 災害に備えよう P.21
- 個別避難計画を作りましょう P.23
- 災害持ち出しリスト P.24

医療 P.25

- こども医療費助成
- 小児慢性特定疾病医療費助成
- 未熟児養育医療給付
- 自立支援医療（育成医療）
- 自立支援医療（精神通院医療）
- 明石市病医院情報検索システム
- あかしユニバーサル歯科診療所
- 明石市内地域薬局リスト
- 兵庫県訪問看護ステーションブロック一覧

助成 P.28

- 0歳児見守り訪問 おむつ定期便
- 障害者優待乗車券
- 特別児童扶養手当
- 障害児福祉手当
- 補装具費（購入・修理）の支給
- 日常生活用具給付
- 日常生活用具（小児慢性）給付
- 日常生活用具（難病患者等）給付
- 人工呼吸器非常用電源装置購入費助成
- 住宅改造費の助成

福祉 P.32

- 産前・子育て応援ヘルパー
- 乳幼児健康診査
- 保健師や栄養士・心理士による相談
- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 小児慢性特定疾病児童手帳（健康手帳）
- ヘルプカード・ヘルプマークの交付
- 兵庫ゆずりあい駐車場利用証
- 市立ゆりかご園（児童発達支援センター）
- 障害児通所支援事業
- 障害児（者）通園費
- 障害福祉サービス
- 地域生活支援事業
- 障害福祉サービス等情報検索（WAMネット）
- 基幹相談支援センター
- 兵庫県医療的ケア児支援センター
- 障害児入所施設・指定医療機関への入所利用相談
- 小児慢性特定疾病児童等の療養に関する相談
- 発達に関する個別相談
- サポートノート かけはし の配布

保育・教育 P.40

- 医療的ケアが必要なこどもの保育・教育施設の利用
- 市立学校における医療的ケア児の支援のための看護師配置
- 医療的ケアが必要なこどもの放課後児童クラブの利用
- 市立明石養護学校における医療的ケア児の支援のための看護師配置
- 市立明石養護学校にスクールバス導入

保護者家族の交流会・団体 P.42

- 医療的ケア児保護者交流会「あした天気になあれ。の会」
- 明石市肢体不自由児者父母の会

- 市の公共機関マップ P.43
- みんなで連携しながらサポートします P.45



医療的ケアが必要な子どもと家族の支援ハンドブック

発行：2024年3月 初版発行
2026年3月 第2版発行

編集・発行元：明石市

イラスト：そやま まい

お問い合わせ先：明石市福祉局生活支援室障害福祉課

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号

TEL：078-918-1344

FAX：078-918-5244

みんなで連携しながら サポートします

明石市では、医療的ケアが必要なこどものライフ
ステージを見据えた切れ目ない支援のための
ネットワークづくりを行っています。

医療機関	歯科医療機関	薬局	訪問看護 ステーション
障害児通所 支援事業所	障害福祉 サービス事業所	障害児・者 入所施設	相談支援事業所
基幹相談 支援センター	障害当事者団体	兵庫県 医療的ケア児 支援センター	兵庫県立大学 看護学部

など

関係機関



市役所



障害福祉課
医療的ケア児等
相談窓口

こども健康課 (母子保健)	明石こどもセンター こども支援担当 (施設入所)	子育て支援課 (子育て支援サービス)	こども育成室 (保育所・幼稚園・ 放課後児童クラブ)
学校教育課 (教育委員会)	発達支援課 (発達支援センター)	共生社会推進課 (個別避難計画)	福祉総務課 (福祉避難所)
あかし保健所 健康推進課 (小児慢性特定 疾病医療費助成)	あかし保健所 相談支援課 (小児慢性特定 疾病療養相談)	インクルーシブ推進課 (インクルーシブな まちづくり等)	など

明石市 医療的ケア児等 相談窓口

事前
予約制

明石市役所本庁舎1階

＼お気軽にご相談ください／

窓口での
来所相談

自宅での
訪問相談

オンライン
相談

電話相談



保健師・看護師が
相談をお受けします

相談
窓口

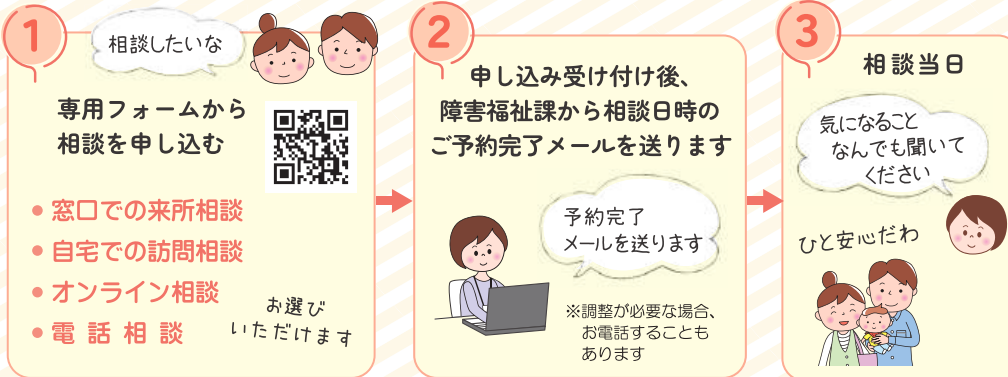
月～金曜日(土日・祝日・年末年始を除く)
明石市中崎1-5-1(本庁舎1階 障害福祉課内)
TEL 918-1344 FAX 918-5244

医療的ケアが
必要なこどもと
家族のための
支援サイト



相談の流れ

お申し込み後、日程調整をさせていただきます



＼こんなときはどうしたらいいの？／

生まれてから・退院・自宅での生活



医療的ケアについて知りたい

p7

退院後の1日の生活について知りたい

p15

自宅で使う補装具や日常生活用具の費用助成等について知りたい

p29

子育て応援ヘルパーを使いたい

p32

医療費助成について知りたい

p25

1か月児、4か月児、10か月児健診について知りたい

p32

赤ちゃんの時に使える子育て支援サービスを知りたい

p28

手当について知りたい

p29

医療機関、薬局訪問看護ステーションを探したい

p27

小児慢性特定疾病の療養について相談したい



p38

パピオスあかし		市役所					
子育て支援課	こども健康センター	発達支援課	学校教育課	障害福祉課	こども育成室		児童福祉課
					運営担当	放課後児童クラブ担当	
〒673-0891 大石町1-6-1 パピオスあかし 5階	〒673-0891 大石町1-6-1 パピオスあかし 6階	〒673-0882 相生町2丁目5-15 明石市役所 北庁舎2階	〒673-8686 中崎1-5-1 明石市役所 分庁舎4階	〒673-8686 中崎1-5-1 明石市役所 本庁舎1階	〒673-8686 中崎1-5-1 明石市役所 議会棟1階		
毎月最終水曜・年末年始(最終水曜が祝・年末年始の場合は、その前週水曜)	日・祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)	土・日・祝祭日・年末年始(12月29日～1月3日)					
(078) 918-5597	(078) 918-5656	(078) 918-5841	(078) 918-5055	(078) 918-1344	(078) 918-5149	(078) 915-8170 (こども財団)	(078) 918-5027
(078) 918-6191	(078) 918-6384	(078) 918-5843	(078) 918-5111	(078) 918-5244	(078) 918-5650	(078) 915-8175 (こども財団)	(078) 918-5196



市の公共機関マップ

	明石こどもセンター	あかし保健所		市立明石養護学校	市立ゆりかご園	総合福祉センター
担当課機関名	こども支援担当	健康推進課	相談支援課	市立明石養護学校	社会福祉法人 三田谷治療教育院 (指定管理者)、市担当部署: 障害福祉課	基幹相談支援センター
相談先所在地	〒674-0068 大久保町ゆりのき通1-4-7	〒674-0068 大久保町ゆりのき通1-4-7 あかし保健所3階		〒674-0051 大久保町大窪2752-1	〒674-0051 大久保町大窪2752	〒673-0037 真崎1丁目5-13 総合福祉センター「総合相談窓口」内
休日	土・日・祝祭日・ 年末年始 (12月29日~1月3日)	休業日 土・日・祝祭日・年末年始 (12月29日~1月3日)		学校の定めによる	土・日・祝祭日・ 年末年始 (12月29日~1月3日)	土・日・祝祭日・ 年末年始 (12月29日~1月3日)
TEL	(078) 918-5097	(078) 918-5657	(078) 918-5669	(078) 918-5935	(078) 918-5574	(078) 924-9155
FAX	(078) 918-5128	(078) 918-5440	(078) 918-5440	(078) 918-5936	(078) 918-5579	(078) 924-9134



小学校に入学するまで

1歳6か月児、
3歳6か月児健診
について知りたい



p32

2歳児歯科健診について
知りたい



p32

歯科医療機関について
相談したい

p27

障害者手帳を取得したい

p33

療育を受けたい
(児童発達支援)



p35

保育所、幼稚園に
入園したい



p40

就学について相談したい

p40

サポートノート かけはし
について知りたい

p39

学校に通うころ



学校生活について相談したい

p40

障害者手帳を取得したい

p33



福祉サービスの
事業所を探したい

p37

療育を受けたい
(放課後等デイサービス)



p35

こういうサービスが
ありますよ



利用できる
福祉サービスについて
知りたい

p36


18歳以降に利用できる
福祉サービスについて
知りたい

p36

保護者家族の交流会・団体



医療的ケア児保護者交流会「あした天気になあれ.の会」

内 容	今の生活に役立つ情報を共有し、悩みや不安を相談するなど、市内在住の医療的ケア児とその保護者の交流を行っています。	
担当課	障害福祉課	
T E L	078-918-1344	
F A X	078-918-5244	

明石市肢体不自由児者父母の会

内 容	障害のある子どもたちにとって住みやすい社会を実現するために様々な活動を行っています。	
-----	--	---





市立明石養護学校における医療的ケア児の支援のための看護師配置

内容	市立明石養護学校に在籍する医療的ケア児について、明石市医療的ケア連絡協議会での審議を踏まえ、看護師を配置し教職員と連携をしながら医療的ケアを行っています。また、明石養護学校の教職員は教職員によるたんの吸引等の研修事業（特定の者対象：省令別表第三号研修）を受け、看護師と連携をしながら医療的ケアを行っています。なお、就学前施設に在籍する幼児について、こども育成室運営担当と連携を図り、計画的に訪問して就学前からの実態把握に努め、切れ目ない一貫した就学支援を実施しています。		
担当課	学校教育課		
TEL	078-918-5055	予約の要否	事前予約が必要
FAX	078-918-5111	来庁の必要性	要相談



市立明石養護学校にスクールバス導入

内容	令和5年9月から通学車両での登下校がはじまりました。医療的ケアのある児童生徒も、看護師が同乗することで、安全・安心な登下校が実現しています。詳細は本校のHP か公式 Instagram を開設していますので、「akashi.yogo」 と検索してください。		
担当課	市立明石養護学校		
TEL	078-918-5935		
FAX	078-918-5936		

全年齢

外出や旅行時に
サポートを受けたい



p19

災害に備えたい



p21

お出かけしたい

p19

保護者同士で
情報交換や交流がしたい



p42



広いトイレが
あるといいな

ヘルプマークが
欲しい



p34

相談先が分からない



p2

このハンドブックに
載っている以外のことを
相談したい

p2

医療的ケアとは

医療的ケアってなに？

自宅や学校などで、子ども本人や家族などが日常的に行う医療的なケアのことです。病院などで医師や看護師などが行う「医療行為」と同じことを家族などが行う場合は「医療的ケア」と呼び区別しています。



医療的ケアの内容は？

人工呼吸器の管理

気管切開の管理

びいんとう
鼻咽頭エアウェイの管理

酸素療法

吸引

ネブライザーの管理

経管栄養(経鼻、胃ろうなど)

中心静脈カテーテルの管理

継続的な透析

皮下注射(インスリンなど)

血糖測定

けいけん
痙攣時の座薬挿入などの処置

導尿

排便管理(消化管ストーマ、洗腸など)

医療的ケアを必要とする人って？

日常生活で医療的ケアを継続的に必要とする人たちのことです。重い障害(身体障害・知的障害)のある人もいますが、中には医療的ケアがあっても歩くことができたり、自分で医療的ケアができる人もいます。



保育・教育



医療的ケアが必要なこどもの保育・教育施設の利用

内容	一部の保育・教育施設において、看護師等が医療的ケアを行っています。施設での医療的ケアが必要な場合は、通常の入園申し込みのほかに、主治医の指示書など別途書類の提出が必要です。提出書類等に基づき、保育施設での受け入れについて内部で協議します。必要書類や受入可能施設については、こども育成室運営担当にお問い合わせください。		
担当課	こども育成室運営担当		
TEL	078-918-5149	予約の要否	事前予約が必要
FAX	078-918-5650	来庁の必要性	郵便対応可能



市立学校における医療的ケア児の支援のための看護師配置

内容	市立学校に在籍する医療的ケア児について、明石市医療的ケア連絡協議会での審議を踏まえ、看護師を配置し医療的ケアを行っています。なお、就学前施設に在籍する幼児について、こども育成室運営担当と連携を図り、計画的に訪問して就学前からの実態把握に努め、切れ目ない一貫した就学支援を実施しています。		
担当課	学校教育課		
TEL	078-918-5055	予約の要否	事前予約が必要
FAX	078-918-5111	来庁の必要性	要相談



医療的ケアが必要なこどもの放課後児童クラブの利用

内容	放課後児童クラブは、医療的ケアが必要なこどももご利用できます。利用は通常の申し込みのほかに、主治医の指示書など別途書類の提出が必要です。受け入れの詳細については、公益財団法人こども財団にお問い合わせください。		
担当課	公益財団法人 こども財団 市担当部署：こども育成室放課後児童クラブ担当		
TEL	078-915-8170	予約の要否	事前予約が必要
FAX	078-915-8175	来庁の必要性	郵送対応可能





発達に関する個別相談

内 容	主に発達障害に関する困りごと（生活習慣、行動上のこと、対人関係、学習、進路、仕事上のこと等）の相談に応じています。必要に応じて訪問相談も行っています。関係機関（保育施設・幼稚園・学校・医療機関等）との連携を図りながらよりよい支援を検討していきます。		
担当課	発達支援課		
T E L	078-918-5841	予約の要否	事前予約が必要
F A X	078-918-5843	来庁の必要性	原則必要。来庁が困難な場合は訪問対応可能



サポートノート かけはし の配布

内 容	こどもとかかわる人に、こどもの性格や特性、かかわり方について知ってもらい、支援を引き継ぐためのノートです。成長や相談の経過を書いておくことで、いつでも確認することができます。発達支援センターのほか、こども健康センター、障害福祉課、あおぞら園で配布しています。		
担当課	発達支援課		
T E L	078-918-5841	予約の要否	不要
F A X	078-918-5843	来庁の必要性	無 ※ HP からダウンロード可能



ここから医療的ケアを
いくつか紹介します！

酸素療法ってなに？

- 呼吸がうまくできなかつたり心臓に病気があって、酸素が十分に取りこめない場合に、鼻や口、気管切開などにチューブやマスクをつけて、足りない酸素を補うことです。
- 自宅では空気から酸素をつくる酸素濃縮器を使用し、外出時は酸素ポンペを携帯します。
- 酸素ポンペだけで燃えることはありませんが、火気を近づけると燃えることがあるため、2m 以内は火気厳禁です。

近くでタバコを吸わないでね



先輩パパ・ママからのメッセージ

気管切開をしている息子は、呼吸をサポートするため在宅用の酸素濃縮器を使っています。そのおかげで、体調不良時の初期対応が在宅で出来るようになり、最近では入院期間が短くなりました。訪問看護師さんや機器のメンテナンス担当者とのお話から、最新機器や息子のケアに取り入れられるものがないかアンテナを張るようにしています。



経管栄養ってなに？

- 栄養を十分にとることができない場合や、食べ物を飲みこむ力が弱くむせて肺炎になりやすい場合などに、胃や腸までチューブを入れて、安全に栄養や水分をとるための方法です。

けいび けいかん 経鼻経管栄養

私のチューブは鼻から
胃までつながっていて
栄養剤や水分を入れているの



- おなかがびっくりしないように、ゆっくり時間をかけて流します。
- チューブが抜けないように頬にテープで固定しています。テープがはがれていないか確認しましょう。

- 経鼻経管栄養や胃ろうをしても、口から食事をしたり、食べ物を味わうことができる場合があります。
- 経管栄養のチューブがあっても、お風呂に入ることができます。



障害児入所施設・指定医療機関への入所利用相談

内 容	障害児施設、指定医療機関の入所利用は原則として保護者と施設との契約になります。保護者から施設を利用するための「障害児施設給付費」の申請を受けてから支給決定を行い、受給者証の交付をしています。また、保護者が施設を探すがかりとして施設一覧等の情報提供を行っています。		
担当課	こども支援担当		
T E L	078-918-5097	予約の可否	事前予約が必要
F A X	078-918-5128	来庁の必要性	必須 ※保護者との面接にて、施設利用の必要性等聞き取りの上、申請書の記入が必要なため

小児慢性特定疾病児童等の療養に関する相談

内 容	小児慢性特定疾病児とその家族に対し、療養上の悩みや不安、医療や生活面についての相談に随時応じています（電話や面接、訪問等）。内容に応じて保健師の他、歯科衛生士、管理栄養士が対応しています。		
担当課	相談支援課		
T E L	078-918-5669	予約の可否	面接、家庭訪問については予約が必要。電話相談は随時受付
F A X	078-918-5440	来庁の必要性	電話対応可能





障害福祉サービス等情報検索 (WAMネット)

内 容	全国の障害福祉サービス事業所を、地図、名称、所在地、サービス提供地域、事業所番号などで検索し、当該サービス事業所の情報を調べることができます。		
担当課	障害福祉課		
T E L	078-918-1344	予 約 の 要 否	不要
F A X	078-918-5244	来 庁 の 必 要 性	無



基幹相談支援センター

内 容	障害のある人が、住み慣れた地域で安心して生活できるようにするための総合相談窓口です。また、障害のある人の権利を守るための制度利用や、権利擁護に関する相談に応じています。		
担当課	基幹相談支援センター		
T E L	078-924-9155	予 約 の 要 否	面談、家庭訪問については予約が必要。電話相談は随時受付
F A X	078-924-9134	来 庁 の 必 要 性	電話対応可能



兵庫県医療的ケア児支援センター

内 容	日常的に医療的なケアを必要とするこどもと家族が、地域、自宅で安心して生活できるようにするための相談窓口です。特に対象年齢はなく、成人の相談にも応じています。		
担当課	兵庫県医療的ケア児支援センター		
T E L	0790-44-2886	予 約 の 要 否	面談については予約が必要。電話相談は随時受付
F A X	0790-44-2929	来 庁 の 必 要 性	電話対応可能



胃ろう

- おなかの表面から胃に穴をあけ、ボタンやチューブをつけて、胃に直接栄養剤や水分、薬を入れます。
- 経鼻経管栄養よりもチューブが太いので、家族と同じ食事をミキサー食にして入れることもできます。



家族と一緒のごはん

先輩パパ・ママからのメッセージ

胃ろうを造設ぞうせつしてからは、嘔吐おうとや誤嚥ごえんの心配がなくなり、安心して栄養や水分を補給できるようになりました。今では家族と同じ食事をミキサー食にして味わえるのが楽しみのひとつ。外出先では、胃ろうから注入できる物を見つけて味わったり、栄養剤を持参したりしながら、みんなで食事の時間を大切に過ごしています。



気管切開ってなに？

- 気道が狭くなったり、痰や鼻水がつまって苦しくなった場合に、喉を切開し、気管カニューレを入れて、気道を確保することです。空気が肺に行き渡り、痰などが出しやすくなります。



単純気管切開

- 気管カニューレに人工鼻をつけたり、人工呼吸器や酸素チューブをつなげて使用します。

- 気管カニューレはバンドで固定しています。しっかり固定されているか確認しましょう。

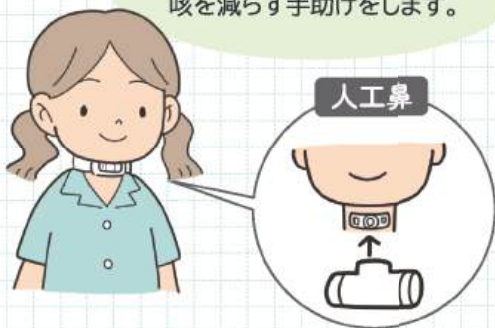
- 気管切開をしていても、声を出せる人や口からご飯を食べられる人もいます。

ほこりが入るのを防ぎ、吸い込む空気を温め湿らせることで、痰が固くなるのを防いだり、咳を減らす手助けをします。



いんどう 咽頭気管分離

食道と気管を分離して誤嚥を防ぐ方法もあるよ



先輩パパ・ママからのメッセージ

痰が詰まったり、カニューレが抜けたりすると命に関わるため、緊張の毎日を

過ごしています。毎日不安が尽きませんが、

成長とともに気管切開も理解してくれ、吸引中はじっとして

くれたり人工鼻が取れたりすると教えてくれるようになりました。

大変な事もたくさんありますが、小さな成長や子どもの笑顔が、

私たち親の頑張れる力になっています。



障害福祉サービス

内容	居宅介護（ホームヘルプ）・短期入所（ショートステイ）等といった、障害のある人が住み慣れた社会の中で自立して生活できるように支援しています。各サービス事業者と利用契約を締結して、サービスを利用することができます。		
担当課	障害福祉課		
TEL	078-918-1344	予約の要否	不要
FAX	078-918-5244	来庁の必要性	申請は郵便対応可能。面談で来庁が困難な場合は訪問対応可能



地域生活支援事業

内容	<p>移動支援事業…障害事由により屋外での移動が一人では困難な人が、社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動など社会参加のための外出時の支援を行っています。（車による移送サービスは対象外です。また、通所、通学、通院、習い事等通年かつ長期にわたる外出は対象外です）</p> <p>日帰りショートステイ事業…障害児等の日中活動の場の提供や介護者の負担軽減を目的として、ショートステイ施設にて日中サービスを提供しています。</p> <p>タイムケア事業…特別支援学校・特別支援学級等に通学している人を対象に、施設等において放課後、日中活動の場を提供しています。</p> <p>訪問入浴サービス事業…身体の障害のため自宅での入浴が困難な人に対して、移動入浴車を利用して入浴の介助を行っています。</p> <p>重度障害者入院時コミュニケーション支援事業…発語困難等により意思疎通が困難な障害者等が病院などに入院した場合において、その人と、医療従事者との意思疎通の円滑化を図るため、コミュニケーション支援員を派遣しています。</p>		
担当課	障害福祉課		
TEL	078-918-1344	予約の要否	不要
FAX	078-918-5244	来庁の必要性	申請は郵便対応可能。面談で来庁が困難な場合は訪問対応可能





市立ゆりかご園（児童発達支援センター）

内 容	児童福祉法に基づく児童発達支援センターです。身体に障害や発達に遅れがある就学前の子どもたちが通園する施設です。リハビリテーション（個別療法）や生活指導、保育などを行っています。学齢期以降も利用者から療育の希望があり、医師が必要と判断した場合は、リハビリテーションのみを外来診療により行っています。		
担当課	社会福祉法人 三田谷治療教育院 市担当部署：障害福祉課		
T E L	078-918-5574	予約の要否	園見学や相談など事前予約が必要
F A X	078-918-5579	来庁の必要性	原則必要

障害児通所支援事業

内 容	療育の必要性のある子どもが、身近な地域で療育を受けられるよう支援します。身体的、精神的に障害のある子どもまたは難病等を有する子どもが対象となります。市内の障害児通所事業所の一覧も掲載があります。事業所の選定等に活用できます。施設の空き状況や受け入れの可否については、各事業所にお問い合わせください。		
担当課	障害福祉課		
T E L	078-918-1344	予約の要否	不要
F A X	078-918-5244	来庁の必要性	申請は郵便対応可能。面談で来庁が困難な場合は訪問対応可能

障害児（者）通園費

内 容	障害福祉サービス事業所等に通所している障害児（者）の人に、公共交通機関での通所に要する交通費（月額定期券代と通常運賃を比べて低額）を半年毎に助成（後払い）しています。 ※通所している障害福祉サービス事業所等によって、対象とならない場合があります。		
担当課	障害福祉課		
T E L	078-918-1344	予約の要否	不要
F A X	078-918-5244	来庁の必要性	郵便対応可能

吸引ってなに？

- 自分で痰や鼻水を出したり、唾液を飲みこむことが難しい場合に、鼻や口、気管切開部分からチューブを入れて、吸い取ることです。
- 吸引をしないと、鼻水や痰が詰まって窒息の原因になったり、肺に流れ込むと肺炎を起こしやすくなります。



先輩パパ・ママからのメッセージ

息子は、季節の変わり目や風邪の鼻水で呼吸をするのが苦しくなるので、鼻から吸引をしています。生後6ヶ月から吸引をしており、14歳になっても嫌がり暴れます。でも、学校や放課後等デイサービスの看護師さんがするときは、暴れるのを我慢しています。また、訪問リハビリの方に^{はいたん}排痰マッサージをしてもらうととても楽になるようです。



人工呼吸器ってなに？

- 肺の代わりに呼吸を助ける医療機器です。
- 気管や肺の病気で十分に呼吸することができず、酸素を吸ったり、二酸化炭素を吐けない場合に使用します。
- 24時間必要な人、寝る時だけ必要な人など、使い方は人それぞれ違います。
- 人工呼吸器をつけていても、外出したり、お風呂に入ることもできます。



人工呼吸器のアラーム

「呼吸が早い」「呼吸が遅い」などの呼吸が変化した時やバッテリーが少なくなっている時にアラームが鳴り、苦しくなる前に知らせてくれます。



加湿器

冷たく乾いた空気が気管に入らないように、温かく湿った空気にするものです。人工呼吸器につないで使います。※人工鼻と併用してはいけません

先輩パパ・ママからのメッセージ

人工呼吸器は娘の身体の成長や体調によって、その都度設定を細かく変えていく必要があります。とても難しい医療機器だと思います。いつでも細かな相談ができる訪問医の先生や疾患を熟知した大学病院の先生方がいてくださるので、娘の日中・夜間の呼吸状態について試行錯誤しながら、一番最適な呼吸設定を見つけることができます。そのおかげで毎日、元気に楽しく生活を送ることができています。



小児慢性特定疾病児童手帳（健康手帳）

内容	小児慢性特定疾病児童等に対して一貫した治療や指導を行うとともに、関係者が症状を正しく理解し、適切に対応できることを目的としています。また、病状が急変した場合、直ちに医療機関等に連絡したり、かかりつけでない医師の診療に役立ちます。		
担当課	相談支援課		
TEL	078-918-5669	予約の要否	不要
FAX	078-918-5440	来庁の必要性	郵便対応可能

ヘルプカード・ヘルプマークの交付

内容	障害などを理由に、支援を必要としている人が、名刺サイズのカードを提示したり、シリコン製のタグをかばんに装着するなど外出先で身につけて、相手や周囲に援助や配慮を必要としていることを知らせるためのヘルプカード・ヘルプマークを交付しています。		
担当課	障害福祉課		
TEL	078-918-1344	予約の要否	不要
FAX	078-918-5244	来庁の必要性	郵便対応可能



兵庫ゆずりあい駐車場利用証

内容	障害者手帳等をお持ちの人に、公共施設や商業施設、飲食店、病院、ホテルなどの駐車場における「兵庫ゆずりあい駐車場」の案内標示がある駐車区画を利用するための利用証を交付しています。		
担当課	障害福祉課		
TEL	078-918-1344	予約の要否	不要
FAX	078-918-5244	来庁の必要性	郵便対応可能





身体障害者手帳

内容	身体障害者（児）が各種の援護を受けるために必要な手帳です。障害の程度により、1級から6級までの区分があり、その等級によって利用できる制度が異なる場合があります。		
担当課	障害福祉課		
TEL	078-918-1344	予約の要否	不要
FAX	078-918-5244	来庁の必要性	申請については郵便対応可能。 手帳受取時は来庁必要 ※福祉サービスのご案内・手続きが必要なため



療育手帳

内容	知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態のある人に、明石子どもセンター又は兵庫県立知的障害者更生相談所が判定し交付しています。		
担当課	障害福祉課		
TEL	078-918-1344	予約の要否	不要
FAX	078-918-5244	来庁の必要性	申請については郵便対応可能。 手帳受取時は来庁必要 ※福祉サービスのご案内・手続きが必要なため



精神障害者保健福祉手帳

内容	精神障害のため、日常生活や社会生活にハンディキャップを持つ人に交付しています。		
担当課	障害福祉課		
TEL	078-918-1344	予約の要否	不要
FAX	078-918-5244	来庁の必要性	申請については郵便対応可能。 手帳受取時は来庁必要 ※福祉サービスのご案内・手続きが必要なため

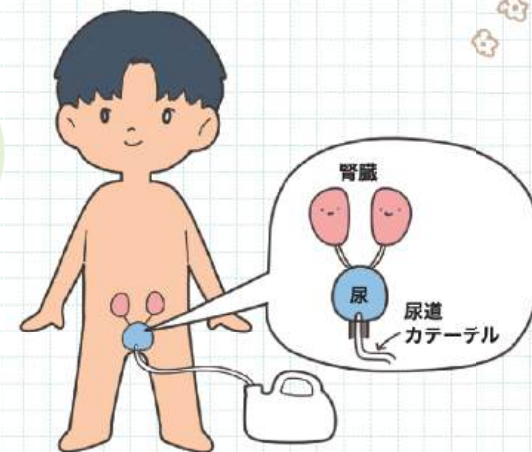


導尿ってなに？

- なんらかの原因で自分で尿を出せなくなった場合に、尿道から膀胱にチューブを入れて、たまった尿を体の外に出すことです。
- 成長に伴って、自分でできるようになることもあります。これを自己導尿といいます。
- 尿が出ないと、膀胱にたまった尿が腎臓に逆流して、腎臓の病気になったり、感染を起こすことがあります。



導尿は子どもの身体を守り
安心して生活するために
必要な大切なケアです



先輩パパ・ママからのメッセージ

5歳の娘に導尿をしています。尿の濁りが気になったら尿を計量カップに取りチェックします。所要時間や難易度の面で、慣れると意外と負担が少ないなと感じます。時には涙しながら、気づけば何とか5歳まで来れたという体感です。今年はUSJにも行けました！どうか気負いすぎず、ママパパの健康も大切にしてくださいね。



アイちゃんと家族の1日
4か月(修正月齢3か月)



家族構成

3人家族(父・母・本人)

必要な医療的ケア

経管栄養(経鼻)、酸素療法

6:30	起床	
7:00	おむつ交換 授乳	鼻のチューブから母乳やミルクを注入しています
10:00	おむつ交換・授乳 買い物	子育て応援ヘルパーさんをお願いしています
13:00	おむつ交換・授乳	
15:00	おむつ交換 入浴	訪問看護師さんに手伝ってもらいます
16:00	授乳	酸素の値を測る機械をつけて入っています
18:00	おむつ交換・授乳	
19:00	家族とふれあいタイム	身体あそびや絵本のよみ聞かせをしています
20:00	おむつ交換・授乳 就寝	
24:00	おむつ交換・授乳	
4:00	おむつ交換・授乳	



産前・子育て応援ヘルパー

内容	産前で体調不調のため、家事等が困難な妊婦のいる家庭や、就学前までのこどもがいて、家事や育児に負担があるが、周りからの支援を受けることができない家庭に、ホームヘルパーを派遣して、日常的な家事や育児のお手伝いをします。		
担当課	子育て支援課		
TEL	078-918-5597	予約の要否	不要
FAX	078-918-6191	来庁の必要性	郵便・オンライン申請可能



乳幼児健康診査

内容	身体計測、小児科医等による診察、保健相談、栄養相談、心理相談を行っています。4か月児健康診査と10か月児健康診査は市内小児科医療機関、2歳児歯科健康診査は市内歯科医療機関、1歳6か月児健康診査と3歳6か月児健康診査はこども健康センターで実施しています。また、産科・小児科などの医療機関で受診する1か月児健康診査の一部費用の助成も行っています。問診票のオンライン回答後、必要時、心理士による発達相談等を案内する5歳児健康診査(発達相談)も行っています。		
担当課	こども健康センター		
TEL	078-918-5656	予約の要否	事前予約が必要
FAX	078-918-6384	来庁の必要性	無



保健師や栄養士・心理士による相談

内容	発育や発達、育児、栄養に関する相談を電話や家庭訪問、面談にて応じています。		
担当課	こども健康センター		
TEL	078-918-5656	予約の要否	面談、家庭訪問については予約が必要。電話相談は随時受付
FAX	078-918-6384	来庁の必要性	電話対応可能



助 成



人工呼吸器非常用電源装置購入費助成

内 容	在宅で人工呼吸器を使用している人を対象に、非常用電源装置の購入費を上限10万円まで助成しています。所得の要件により、対象とならない場合があります。			
担当課	障害福祉課			
T E L	078-918-1344	予約の要否	不要	
F A X	078-918-5244	来庁の必要性	郵便対応可能	

住宅改造費の助成

内 容	日常生活に支障がある人に対して、住居のバリアフリー化工事の費用を助成しています。助成は原則1戸につき1回限りです。同居者の収入などにより、助成率が決まります。申請後職員が訪問調査し、助成の可否の決定などを行っています。			
担当課	障害福祉課			
T E L	078-918-1344	予約の要否	不要	
F A X	078-918-5244	来庁の必要性	郵便対応可能	



こどもたちの一日をみてみよう

イケちゃんと家族の1日 4歳



家族構成

4人家族
(父・母・兄・本人)

必要な医療的ケア

酸素療法

☀️ 7:00	起床	
8:00	朝食	
9:00	療育施設へ登園 あそびの時間 酸素チューブをつけたまま お友達と一緒に遊んでいます	
12:00	給食 お友達と一緒にの給食を食べています	
13:00	お昼寝 ..zZ	
14:00	あそびの時間	
15:00	おやつ	
16:00	療育施設から降園	
18:00	夕食	
19:00	兄と遊ぶ	
20:00	入浴	
21:00	就寝	

ケアくんと家族の1日
小学4年生



家族構成

5人家族
(父・母・兄・本人・妹)

6:00	起床・吸引	
7:00	朝食 胃ろうから栄養剤や水分を注入しています おむつ交換	
8:30	登校 専用の車いすで、人工呼吸器をつけたままスクールバスに乗車しています	
9:00	授業 看護師さんに吸引してもらいながら授業を受けています	
10:00	胃ろうから水分補給 おむつ交換 授業	
12:00	給食 胃ろうからミキサー食を注入しています おむつ交換	
13:00	授業	
14:30	下校 専用の車いすで、人工呼吸器をつけたままスクールバスに乗車しています	

日常生活用具給付

内容	障害者手帳を所持している人を対象に、日常生活を円滑にするための生活用具を給付しています。障害の程度や内容によって、給付対象となる用具を定めています。			
担当課	障害福祉課			
TEL	078-918-1344	予約の要否	不要	
FAX	078-918-5244	来庁の必要性	郵便対応可能	

日常生活用具（小児慢性）給付

内容	小児慢性特定疾病受給者証を所持するこどもを対象に、日常生活を円滑にするための生活用具を給付しています。疾病等の状況によって、給付要件に該当しない場合があります。			
担当課	障害福祉課			
TEL	078-918-1344	予約の要否	不要	
FAX	078-918-5244	来庁の必要性	郵便対応可能	

日常生活用具（難病患者等）給付

内容	難病等を有する人を対象に、日常生活を円滑にするための生活用具を給付しています。難病等の状況によって、給付要件に該当しない場合があります。			
担当課	障害福祉課			
TEL	078-918-1344	予約の要否	不要	
FAX	078-918-5244	来庁の必要性	郵便対応可能	



特別児童扶養手当

内 容	20歳未満で、身体又は精神に重度・中度障害のある（軽度障害は除く）こどもを家庭において育てている父もしくは母、又は父母に代わってそのこどもを養育している人に支給される手当です。		
担当課	児童福祉課		
T E L	078-918-5027	予約の要否	不要
F A X	078-918-5196	来庁の必要性	事前相談・書類案内は電話対応可能。申請は来庁が必要



障害児福祉手当

内 容	精神又は身体に重度の障害を有するため、在宅での日常生活で常時介護を必要とする20歳未満の人が受給できる手当です。受給資格者（重度障害児）や受給資格者の生計を維持する扶養義務者等の所得制限があります。		
担当課	障害福祉課		
T E L	078-918-1344	予約の要否	不要
F A X	078-918-5244	来庁の必要性	郵便対応可能



補装具費（購入・修理）の支給

内 容	補装具とは、障害部位を補い、就労・教育等の日常生活を容易にするための器具のことです。身体障害者手帳を所持している人や難病等を有する人を対象に、義肢・装具、補聴器、人工内耳音声信号処理装置（修理のみ）等の購入・修理費用を助成しています。		
担当課	障害福祉課		
T E L	078-918-1344	予約の要否	不要
F A X	078-918-5244	来庁の必要性	郵便対応可能。ただし、兵庫県身体障害者更生相談所の判定が必要となる場合があります。



必要な医療的ケア

人工呼吸器、気管切開、吸引、
経管栄養（胃ろう）



15:30	胃ろうから水分補給
16:00	入浴 家族や訪問看護師さん、ヘルパーさんの介助でお風呂に入れてもらいます
18:00	夕食 胃ろうからミキサー食や水分を注入しています
20:00	あそびの時間 兄と妹と一緒に、タブレットを使ってゲームをしています
21:00	体位変換 体の向きを変えたり、抱っこをしてもらっています
	吸引 おむつ交換
22:00	就寝
23:00	体位変換・吸引
1:00	体位変換・吸引 おむつ交換
2:00	胃ろうから水分補給
3:00	体位変換・吸引 おむつ交換



お出かけ
しませんか

障害の重度・軽度に関わらず介助する人も いっしょに旅を楽しもう

あかしユニバーサルツーリズムセンターでは、福祉従事者等が外出時に必要な支援の細かい聞き取りを行い、安心・安全にみんながいっしょに楽しめる旅のお手伝いをします。

あかしユニバーサル ツーリズムセンター

お出かけ、旅行に関するどんな些細な事でもサポートいたします。電話やホームページのお問合せフォームよりお気軽にお問合せください。

お問い合わせフォーム

NPO 法人ウィズアス
TEL 090-5805-4247
<https://wing-akashi.org/>



車イスの子どもを
連れて旅行に
行きたいんですけど…

はい！
必要なサポートの
ヒアリングから
させていただきます



ユニバーサル
ツーリズムセンター

助 成



0歳児見守り訪問 おむつ定期便

内 容	0歳児の赤ちゃんがいる家庭を対象に、見守り支援員(配達員)が保護者と赤ちゃんにお会いし、紙おむつなどの赤ちゃん用品を毎月無料で届けるとともに、保護者と赤ちゃんの見守りをしています。			
担当課	子育て支援課			
T E L	078-918-5597	予約の可否	不要	
F A X	078-918-6191	来庁の必要性	郵便・オンライン申請可能	

障害者優待乗車券

内 容	明石市在住で障害者手帳を所持している人に、介護付バス共通優待乗車証・福祉タクシー利用券・単独バス共通特別乗車証のうちいずれか1つを交付しています。障害種別・程度により選択できない場合があります。			
担当課	障害福祉課			
T E L	078-918-1344	予約の可否	不要	
F A X	078-918-5244	来庁の必要性	郵便対応可能	



お出かけガイド

明石駅周辺のユニバーサルマップ



トイレやスロープの
情報などを掲載し
ています。



みんなのトイレ (明石駅南側)

車いす使用者やオストメイトの人が利用できる広い個室を設けたユニバーサルデザインのトイレがあります。



利用時間

午前7時
～午後11時



バリアフリー
トイレの一覧



明石市病医院情報検索システム

内 容	明石市の病医院情報 お探しの条件から病院・診療所の検索が行えます。診療所の場合は診療科から探すこともできます。	
担当課	一般社団法人明石市医師会	
T E L	078-920-8739	
F A X	078-938-0898	

あかしユニバーサル歯科診療所

内 容	あかしユニバーサル歯科診療所（一般歯科診療所では治療が困難な障害のある人のための歯科診療所）へまずにご相談ください。	
担当課	あかしユニバーサル歯科診療所（一般社団法人明石市歯科医師会）	
T E L	078-918-5664	
F A X	078-918-5665	

明石市内地域薬局リスト

内 容	地域において在宅訪問を行う薬局や在宅業務に係る薬局機能等を取りまとめた「市内地域薬局リスト」や「在宅訪問受け入れ薬局リスト」から調べることができます。	
担当課	一般社団法人明石市薬剤師会	
T E L	078-939-8931	
F A X	078-934-9011	

兵庫県訪問看護ステーションブロッカー一覧

内 容	兵庫県訪問看護ステーション連絡協議会の会員登録をしている訪問看護ステーションを調べることができます。	
担当課	一般社団法人兵庫県訪問看護ステーション連絡協議会	
T E L	詳しくは、各訪問看護ステーションに直接お問い合わせください。	
F A X		

利用した人の声

旅行をあきらめていたのですが、旅先でサポートが受けられると聞いて相談しました。そこから詳しくプランを提案してくださり、初めて遠出をすることができました。家族のいい思い出になりました。



旅先で看護師・介助ヘルパーへつながります

自宅からの移動方法や旅先の情報の提供

食事（刻み食・ペースト食）や電動ベッド、シャワーチェアなどの手配

訪れたまちで必要な場所と時間に必要なお支援を手配します！

明石観光協会ホームページ

市内の飲食店、宿泊施設、観光施設等の情報を掲載しています。



明石市の取り組み

合理的配慮の提供を支援する助成制度
スロープや手すり、段差がないお店などみんなが利用しやすいお店づくりを応援します。



もしもの時のために 災害に備えよう

災害はいつおこるか分かりません。想定される災害と危険性を知ったうえで、平時から避難について考えておくことが大切です。ハザードマップでお住まいの地域を確認しておきましょう。



ハザードマップって？

市内で想定される地震や豪雨による災害、浸水被害、高潮、土砂災害などの情報や避難場所が確認できる防災情報マップ



ハザードマップは
こちらから



災害が発生したら...

災害発生

自宅が無事／余震・二次災害のおそれなし

YES

NO

在宅避難

- 近隣の人や自治会長、民生委員・児童委員に自宅にいることを伝えましょう
- 2階以上への避難や親戚・知人宅への避難も検討しましょう

避難訓練
やってよかったね



指定避難所

地震：震度 5 弱 風水害：随時開設
(市内小中学校の体育館)

福祉避難室

大人数の生活が難しい場合
(市内小中学校の特別教室など)

福祉避難所

さらに配慮が必要な方
(介護・障害福祉施設、医療機関など)
※直接避難はできません

自立支援医療（育成医療）

内容	18歳未満の身体に障害のあることでも、指定育成医療機関における入院、手術、外来通院により、確実な治療効果が期待できる人を対象とする医療費助成制度です。保護者の所得制限があり、対象になる人の自己負担は1割ですが、疾病や所得の状況に応じて月額上限が設けられます。		
担当課	障害福祉課		
TEL	078-918-1344	予約の要否	不要
FAX	078-918-5244	来庁の必要性	郵便対応可能



自立支援医療（精神通院医療）

内容	精神疾患の治療のため、通院される人の医療費の負担を軽減し、継続して治療を受けやすくするための制度です。健康保険を使って治療した場合に、医療機関や薬局の窓口を支払う自己負担は1割ですが、所得の状況に応じて月額上限が設けられます。		
担当課	障害福祉課		
TEL	078-918-1344	予約の要否	不要
FAX	078-918-5244	来庁の必要性	郵便対応可能





こども医療費助成

内 容	こどもが病気やけがにより医療機関等を受診した場合に保護者が支払う医療費を助成する制度です。			
担当課	児童福祉課			
T E L	078-918-5027	予約の要否	不要	
F A X	078-918-5196	来庁の必要性	郵便・オンラインでの手続き可能	

小児慢性特定疾病医療費助成

内 容	小児期における特定の慢性疾患は、長期間にわたり医療費が高額となることから、家族の負担軽減のため、医療費の一部または全部を助成する制度です。			
担当課	健康推進課			
T E L	078-918-5657	予約の要否	不要 (更新申請時のみ予約が必要)	
F A X	078-918-5440	来庁の必要性	新規申請はオンラインでの手続き可能 更新申請は郵便対応可能	

未熟児養育医療給付

内 容	身体の発育が未熟なまま出生した乳児（いわゆる未熟児）で、医師が指定養育医療機関において入院養育を必要と認めたものに対して養育医療の給付を行っています。ただし、給付は入院医療に限られます。			
担当課	児童福祉課			
T E L	078-918-5027	予約の要否	不要	
F A X	078-918-5196	来庁の必要性	郵便対応可能 ※必ず事前に相談が必要	

もしもの時に知っておくと安心



1 自分が使用する電力等がどれくらいを知りましょう

電源を使う ⇒ 日常的に使う電気量を確認

(例) 人工呼吸器 W + 加温加湿器 W + 吸引器 W = 計 W

2 発電機や蓄電池はありますか？容量は？

蓄電池の容量

Wh ÷ 使用する電力 W = 時間 (自力で耐えられる時間)

3 災害時停電している場合

- 何時間自力で耐えられるのか？
- 命に関わるか？
(電気の復旧のめどが立たない、夜を越すなど)



電源確保の
ために避難を!

災害時の電源確保の手段は？

(例) 発電機、蓄電池、太陽光発電などの自家発電
ハイブリッド車(※)など給電装置のついた車



※ 移動できる電源となります。購入時のオプション機能の場合あり

人工呼吸器非常用電源装置の購入助成もあります

事前に申請が必要です ※ 詳しくは障害福祉課まで

個別避難計画を作しましょう

個別避難計画って？

災害時に、【いつ、どこへ、だれと、どうやって逃げるのか】を、地域の人と一緒に、あらかじめ考えておくことです。



詳しくはこちらから

計画があると

自宅周辺の災害リスクを再確認することができます。自分に適した避難方法を、市や福祉専門職、地域の人と一緒に考えることができます。



個別避難計画はどうやって作るの？



- 作成したい対象者と、担当の福祉専門職を中心に作成します。
- サポートいただける人を検討するため、差し支えなければ、市から自治会や民生委員・児童委員、地域住民の人にお声掛けします。

作成した計画は、地域の自治会や民生委員・児童委員、ひなんサポーターなどみんなで共有しておき、災害時の対応に役立てていきます。

もしくは、訪問した障害福祉課や相談支援課の職員におたずねください

個別避難計画に関すること

共生社会推進課 TEL 918-5289 FAX 918-5049

メール kyouseisyakai@city.akashi.lg.jp

災害持ち出しリスト

災害時に備えて備蓄しておくことで安心です。

ご自身の状況に合わせてリストを作成しておきましょう。定期的に備蓄品の賞味期限や使用期限を確認しましょう。

非常持出袋と必要な身の周り品も(衣類、毛布など)



常用薬

処方された薬の十分なストック(特に長期に必要なもの)

消耗品

カテーテル、ガーゼ、絆創膏
注射器、針
アルコール消毒液、洗浄液
マスク、ビニール袋、レジ袋 など

食料品

医療的ケア児が必要とする特別な食事(粉ミルク、栄養剤など)
缶詰やレトルト食品、飲料水
紙皿、紙コップ、おはし
スプーン、食品用ラップ など

医療情報

緊急連絡先リスト(医師、薬局、家族)
健康保険証、子ども医療受給者証
各種手帳、お薬手帳 など

その他必要なもの

携帯ラジオ、懐中電灯、雨具
携帯電話の予備バッテリー
予備の乾電池
コンタクトレンズやメガネ など

医療機器

ポンプ、酸素供給装置などの必要な器具
バッテリーや充電器 など

特別な装置

心拍計、呼吸モニターなど(必要に応じて)

衛生用品

おむつ、ウェットティッシュ
トイレットペーパー、おしりふき
生理用品、歯みがきセット など

memo